建築基準法 (抜粋)

第4章 建築協定

建築協定の目的

第69条:市町村は、その区域の一部について、住宅地 としての環境又は商店街としての利便を高度に維持 増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環 境を改善するために必要と認める場合においては、 土地の所有者及び借地権を有する者(土地区画整理法 第98条第1項(大都市地域における住宅及び住宅地 の供給の促進に関する特別措置法第83条において 準用する場合を含む。次条第3項、第74条の2第 1項及び第2項並びに第75条の2第1項、第2項 及び第5項において同じ。)の規定により仮換地とし て指定された土地にあつては、当該土地に対応する 従前の土地の所有者及び借地権を有する者。以下 「土地の所有者等」と総称する。) が当該土地につい て一定の区域を定め、その区域内における建築物の 敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備 に関する基準についての協定(以下「建築協定」とい う。)を締結することができる旨を、条例で、定める ことができる。

建築協定の認可の申請

- 第70条:前条の規定による建築協定を締結しようとする土地の所有者等は、協定の目的となっている土地の区域(以下「建築協定区域」という。)、建築物に関する基準、協定の有効期間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協定書を作成し、その代表者によつて、これを特定行政庁に提出し、その認可を受けなければならない。
- 2. 前項の建築協定書においては、同項に規定するもののほか、前条の条例で定める区域内の土地のうち、

建築協定区域に隣接した土地であって、建築協定区域の一部とすることにより建築物の利用の増進及び土地の環境の改善に資するものとして建築協定区域の土地となることを当該建築協定区域内の土地の所有者等が希望するもの(以下「建築協定区域隣接地」という。)を定めることができる。

- 3. 第1項の建築協定書については、土地の所有者等の 全員の合意がなければならない。ただし、当該建築 協定区域内の土地(土地区画整理法第98条第1項の 規定により仮換地として指定された土地にあって は、当該土地に対応する従前の土地)に借地権の目的 となっている土地がある場合においては、当該借地 権の目的となっている土地の所有者以外の土地の所 有者等の全員の合意があれば足りる。
- 4. 第1項の規定によって建築協定書を提出する場合に おいて、当該建築協定区域が建築主事を置く市町村 の区域外にあるときは、その所在地の市町村の長を 経由しなければならない。

申請に係る建築協定の公告

第71条:市町村の長は、前条第1項又は第4項の規定による建築協定書の提出があつた場合においては、 遅滞なく、その旨を公告し、20日以上の相当の期間を定めて、これを関係人の縦覧に供さなければならない。

公開による意見の聴取

- 第72条:市町村の長は、前条の縦覧期間の満了後、関係人の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 2. 建築主事を置く市町村以外の市町村の長は、前項の 意見の聴取をした後、遅滞なく、当該建築協定書 を、同項の規定による意見の聴取の記録を添えて、 都道府県知事に送付しなければならない。この場合

において、当該市町村の長は、当該建築協定書の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならない。

建築協定の認可

- 第73条:特定行政庁は、当該建築協定の認可の申請が、次に掲げる条件に該当するときは、当該建築協定を認可しなければならない。
 - 一 建築協定の目的となっている土地又は建築物の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 二 第69条の目的に合致するものであること。
 - 三 建築協定において建築協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の建築協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 2. 特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、 遅滞なく、その旨を公告しなければならない。この 場合において、当該建築協定が建築主事を置く市町 村の区域外の区域に係るものであるときは、都道府 県知事は、その認可した建築協定に係る建築協定書 の写し1通を当該建築協定区域及び建築協定区域隣 接地の所在地の市町村の長に送付しなければならな い。
- 3. 第1項の規定による認可をした市町村の長又は前項の規定によって建築協定書の写の送付を受けた市町村の長は、その建築協定書を当該市町村の事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。

建築協定の変更

- 第74条:建築協定区域内における土地の所有者等(当該 建築協定の効力が及ばない者を除く。)は、前条第1 項の規定による認可を受けた建築協定に係る建築協 定区域、建築物に関する基準、有効期間、協定違反 があつた場合の措置又は建築協定区域隣接地を変更 しようとする場合においては、その旨を定め、これ を特定行政庁に申請してその認可を受けなければな らない。
- 2. 前4条の規定は、前項の認可の手続に準用する。

- 第74条の2 建築協定区域内の土地(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)で当該建築協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権が消滅した場合においては、その借地権の目的となっていた土地(同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地)は、当該建築協定区域から除かれるものとする。
- 2. 建築協定区域内の土地で土地区画整理法第98条第 1項の規定により仮換地として指定されたものが、 同法第86条第1項の換地計画又は大都市地域にお ける住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置 法第72条第1項の換地計画において当該土地に対 応する従前の土地についての換地として定められ ず、かつ、土地区画整理法第91条第3項(大都市地 域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特 別措置法第82条において準用する場合を含む。)の 規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者 に対してその共有持分を与えるように定められた土 地としても定められなかつたときは、当該土地は、 土地区画整理法第103条第4項(大都市地域におけ る住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第83条において準用する場合を含む。)の公告があ つた日が終了した時において当該建築協定区域から 除かれるものとする。
- 3. 前二項の場合においては、当該借地権を有していた 者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応 する従前の土地に係る土地の所有者等(当該建築協定 の効力が及ばない者を除く。)は、遅滞なく、その旨 を特定行政庁に届け出なければならない。
- 4. 特定行政庁は、前項の規定による届出があつた場合 その他第1項又は第2項の規定により建築協定区域 内の土地が当該建築協定区域から除かれたことを知 った場合においては、遅滞なく、その旨を公告しな ければならない。

建築協定の効力

第75条:第73条第2項又はこれを準用する第74条 第2項の規定による認可の公告(次条において「建築 協定の認可等の公告」という。)のあつた建築協定 は、その公告のあつた日以後において当該建築協定 区域内の土地の所有者等となつた者(当該建築協定に ついて第70条第3項又はこれを準用する第74条 第2項の規定による合意をしなかつた者の有する土 地の所有権を承継した者を除く。)に対しても、その 効力があるものとする。

建築協定の認可等の公告のあつた日以後建 築協定に加わる手続等

- 第75条の2:建築協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)で当該建築協定の効力が及ばないものは、建築協定の認可等の公告のあつた日以後いつでも、特定行政庁に対して書面でその意思を表示することによって、当該建築協定に加わることができる。
- 2. 建築協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地の所有者等は、建築協定の認可等の公告のあつた日以後いつでも、当該土地に係る土地の所有者等の全員の合意により、特定行政庁に対して書面でその意思を表示することによって、建築協定に加わることができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。
- 3. 建築協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地の所有者等で前項の意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示があつた時以後、建築協定区域の一部となるものとする。

- 4. 第73条第2項及び第3項の規定は、第1項又は第 2項の規定による意思の表示があつた場合に準用す る。
- 5. 建築協定は、第1項又は第2項の規定により当該建築協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権を有していた当該建築協定区域内の土地(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第73条第2項の規定による公告のあつた日以後において土地の所有者等となった者(当該建築協定について第2項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

建築協定の廃止

- 第76条:建築協定区域内の土地の所有者等(当該建築協定の効力が及ばない者を除く。)は、第73条第1項の規定による認可を受けた建築協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。
- 2 特定行政庁は、前項の認可をした場合においては、 遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

土地の共有者等の取扱い

第76条の2:土地の共有者又は共同借地権者は、第7 0条第3項(第74条第2項において準用する場合を 含む。)、第75条の2第1項及び第2項並びに前条 第1項の規定の適用については、合わせて一の所有 者又は借地権者とみなす。

建築協定の設定の特則

第76条の3:第69条の条例で定める区域内における 土地で、一の所有者以外に土地の所有者等が存しな いものの所有者は、当該土地の区域を建築協定区域 とする建築協定を定めることができる。

- 2. 前項の規定による建築協定を定めようとする者は、 建築協定区域、建築物に関する基準、協定の有効期 間及び協定違反があつた場合の措置を定めた建築協 定書を作成し、これを特定行政庁に提出して、その 認可を受けなければならない。
- 3. 前項の建築協定書においては、同項に規定するもののほか、建築協定区域隣接地を定めることができる。
- 4. 第70条第4項及び第71条から第73条までの規 定は、第2項の認可の手続に準用する。
- 5. 第2項の規定による認可を受けた建築協定は、認可の日から起算して3年以内において当該建築協定区域内の土地に2以上の土地の所有者等が存することとなった時から、第73条第2項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有する建築協定となる。
- 6. 第74条及び第76条の規定は、前項の規定により 第73条第2項の規定による認可の公告のあつた建 築協定と同一の効力を有する建築協定となった建築 協定の変更又は廃止について準用する。

建築物の借主の地位

第77条:建築協定の目的となっている建築物に関する 基準が建築物の借主の権限に係る場合においては、 その建築協定については、当該建築物の借主は、土 地の所有者等とみなす。

建築基準法施行規則(抜粋)

建築協定区域隣接地に関する基準

- 第10条の6:法第73条第1項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
- (1) 建築協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に 定められていなければならない。
- (2) 建築協定区域隣接地の区域は、建築協定区域との 一体性を有する土地の区域でなければならない。

名古屋市建築協定条例

趣旨

第1条: この条例は、建築基準法(昭和25年法律第20 1号)第69条の規定に基づき、建築協定に関して必要な事項を定めるものとする。

協定事項等

第2条:本市の区域内において、土地の所有者及び建築 物の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備そ の他一時使用のため設定されたことが明らかなもの を除く。以下「借地権」という。)を有する者(土地 区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第 1項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促 進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第 83条において準用する場合を含む。)の規定により 仮換地として指定された土地にあっては、当該土地 に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する 者)は、当該土地について一定の区域を定め、住宅地 としての環境又は商店街としての利便を高度に維持 増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環 境を改善するため、その区域内における建築物の敷 地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に 関する基準について協定することができる。

他の法令との関係

第3条:前条の規定による建築物に関する協定の内容 は、建築に関する法律及びこれに基づく命令並びに 条例に適合するものでなければならない。

〇附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〇附 則(平成6年条例第7号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

名古屋市建築基準法 施行条例(_{抜粋)}

建築協定の設定の特則

第16条:法第76条の3第4項において準用する法第73条第1項の認可を受けた者は、認可の日から起算して3年以内に当該建築協定区域内の土地に2以上の土地の所有者等が存することとなった場合においては、速やかに、その旨を記載した届を市長に提出しなければならない。

名古屋市建築基準法 等施行細則 (抜粋)

建築協定の認可の申請等

- 第21条:法第70条第1項又は法第76条の3第2項の規定による建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書(別記第20号様式)の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書(法第76条の3第2項の規定による認可を受けようとする場合にあっては、第5号及び第6号に掲げる図書を除く。)を添えて、特定行政庁に提出しなければならない。
 - (1)建築協定書
 - (2) 建築協定を締結しようとする理由書
 - (3) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近 見取図
 - (4) 建築協定区域、建築協定区域隣接地並びに建築 協定と関係のある地形及び地物の概略を表示す る図面
 - (5) 建築協定区域内における土地の所有者等の全員 の住所及び氏名を記載した建築協定同意書

- (6) 申請者が建築協定を締結しようとする者の代表 であることを証する書類
- (7) その他特定行政庁が必要と認めて指示した図書
- 2. 法第74条第1項又は法第76条第1項(法第76条の3第6項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による建築協定の変更又は廃止の認可を受けようとする者は、建築協定変更(廃止)認可申請書(別記第21号様式)の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書(廃止しようとする場合にあっては、第2号及び第4号に掲げる図書を除く。)を添えて特定行政庁に提出しなければならない。
 - (1)変更又は廃止をしようとする建築協定に係る認 可通知書及び建築協定書
 - (2)変更後の建築協定書
 - (3) 建築協定の変更又は廃止をしようとする理由書
 - (4) 建築協定区域、建築協定区域隣接地又は建築協 定と関係のある地形及び地物の概略の変更を表 示する図書
 - (5) 建築協定区域内における土地の所有者等の全員 の住所及び氏名を記載した建築協定の変更に関 する同意書(廃止しようとする場合にあっては、 廃止に関する過半数の同意書)
 - (6) 申請者が建築協定の変更又は廃止をしようとす る者の代表であることを証する書類
 - (7) その他特定行政庁が必要と認めて指示した図書
- 3. 特定行政庁は、前2項の申請に基づき認可したとき は、第2条第3項の規定に準じて、申請者に認可し た旨を通知する。

建築協定の設定の特則の届出

第22条:施行条例第16条の届は、一人建築協定効力 発生届(別記第22号様式)により行わなければなら ない。

建築協定に加わる場合の届出

第23条: 法第75条の2第1項又は第2項の書面による建築協定に加わる意思の表示は、建築協定加入届 (別記第23号様式)により行わなければならない。